

徳島県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名		区 間		新旧 の別		敷地の幅員 （メートル）		延 長 （メートル）	
2 8		阿南小松 島		小松島市櫛渚町字外開一 六五番一地先から 同 立江町字中ノ坪 一七〇番地先まで 小松島市立江町字中ノ坪 二七八番地先から 同 二六一番一地先まで	同	旧		二二・四〇四五・八	三二四・八	二八三・六	
				小松島市櫛渚町字外開一 六五番一地先から 同 立江町字中ノ坪 一七〇番地先まで 小松島市立江町字中ノ坪 二七八番地先から 同	同	新		二二・四〇三〇・八	三二四・八	二八三・六	